

食安発 0804 第 2 号
平成 23 年 8 月 4 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部長

農畜水産物等の放射性物質検査について

標記については、平成 23 年 4 月 4 日に原子力災害対策本部から示された「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方（最終改正：平成 23 年 6 月 27 日）」に基づき、検査計画の策定及び検査の実施をお願いしているところです。

今般、牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されていること及び米の収穫時期が到来していることを踏まえ、原子力災害対策本部において「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」が改正され、その中で、地方自治体における検査計画についても再整理されたところです（別紙）。

つきましては、対象自治体におかれましては、引き続き、適切に検査計画を策定し、実施するようお願いします。

また、対象自治体以外の自治体におかれましても、可能な限り検査を実施するようお願いします。

平成23年8月4日
厚生労働省

地方自治体の検査計画について

1 基本的考え方

「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」（平成14年3月）の追加要件を設定。

2 対象自治体

（1）総理指示対象自治体及びその隣接自治体

福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県、宮城県、岩手県、青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、埼玉県、東京都、山梨県、静岡県

（2）放射性物質の検出状況等を踏まえ、別途指示する自治体

3 対象品目

（1）暫定規制値を超える放射性物質が検出された品目

ア 野菜類等（露地物を優先して選択）

ホウレンソウ、コマツナ等非結球性葉菜類、カブ、キャベツ、ブロッコリー、パセリ、セリ、ウメ、原木しいたけ（露地栽培）、たけのこ、くさそてつ、生茶、荒茶、製茶

イ 乳

乳

ウ 水産物

イカナゴ稚魚、シラス、アイナメ、エゾイソアイナメ、ホッキガイ、ムラサキイガイ、キタムラサキウニ、ワカメ、アラメ、ヒジキ、ワカサギ、ヤマメ、アユ、ウグイ

エ 肉

牛肉

(2) 国民の摂取量を勘案した主要品目

(参考) 国民健康栄養調査の摂取量上位品目 (平成20年調査より)

米、飲用茶、牛乳、ダイコン・キャベツ・ハクサイ・タマネギ・キュウリ等の淡色野菜、ニンジン・ホウレンソウ・トマト等の緑黄色野菜、卵、豚肉、ジャガイモ・サツマイモ・サトイモ等のイモ類、柑橘類、リンゴ・ブドウ・ナシ等の果実類、魚介類、きのこ類、鶏肉、牛肉、藻類等

(3) 当該自治体において出荷制限を解除された品目

(4) その他国が別途指示する品目

(5) 上記のほかの対象品目

ア 生産状況を勘案した主要農産物

イ 市場において流通している食品 (生産者情報が明らかなもの)

なお、広域に回遊する水産物については国が自治体に別途指示する。

4 検査対象区域等の設定

・ 地域的な広がり把握するため、生産・水揚げ等の実態や産地表示の状況も踏まえて、自治体はその県域を適切な区域に分け、当該区域毎に複数市町村で検体を採取する。

検査は検査対象区域内の複数の市町村を対象とし、市町村の選択に当たっては、食品から暫定規制値を超えた放射性物質が検出された市町村を優先的に対象とするほか、土壌中のセシウム濃度、環境モニタリング検査結果を勘案する。

5 検査の頻度

品目の生産・出荷等の実態に応じて計画し、定期的 (原則として曜日などを指定して週1回程度) に実施すること。出荷時期が限定されている品目については出荷開始3日前以降の出荷初期の段階で検査を実施し、その他の品目については定期的に検査を実施する。

ただし、暫定規制値を超える又は近い放射性物質が検出された場合は検査を強化する。

検査頻度については、必要に応じて国が自治体に別途指示することがある。

6 その他

野菜類・果実類等、乳、茶、水産物、麦類、牛肉及び米の検査計画の策定に当たっては、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成23年8月4日原子力災害対策本部）の別添を勘案する。

平成 23 年 8 月 4 日

検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方

原子力災害対策本部

I 趣旨

平成23年3月17日に食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく放射性物質の暫定規制値が設定され、4月4日付けでそれまでに得られた知見に基づき「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」を取りまとめた。その後、食品からの放射性ヨウ素の検出レベルが低下する一方、一部の食品から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されていることを踏まえ、現時点での知見に基づき、食品の出荷制限等の要否を適切に判断するための検査計画、検査結果に基づく出荷制限等の必要性の判断、出荷制限等の解除の考え方を再整理した。

なお、本改正は放出された放射性物質の性質及び食品からの検出状況等を踏まえ、事故直後の放射性ヨウ素の降下による影響を受けやすい食品に重点を置いたものから、放射性セシウムの影響及び国民の食品摂取の実態等を踏まえたものに充実しようとするものである。

運用に当たっては、これまでに得られている知見(放射性物質の降下・付着、水・農地土壌・大気からの移行、生産・飼養管理による影響等)を踏まえて対応する。

引き続き、地方自治体の放射性物質の検査の実施体制を随時把握するとともに、中長期的な検査体制確保についても関係省庁において検討する。

II 地方自治体の検査計画

1 基本的考え方

「緊急時における食品の放射能測定マニュアル」(平成14年3月)の追加要件を設定。

2 対象自治体

(1) 総理指示対象自治体及びその隣接自治体

福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、神奈川県、宮城県、岩手県、青森県、秋田県、山形県、新潟県、長野県、埼玉県、東京都、山梨県、静岡県

(2) 放射性物質の検出状況等を踏まえ、別途指示する自治体

3 対象品目

(1) 暫定規制値を超える放射性物質が検出された品目

ア 野菜類等（露地物を優先して選択）

ホウレンソウ、コマツナ等非結球性葉菜類、カブ、キャベツ、ブロッコリー、パセリ、セリ、ウメ、原木しいたけ（露地栽培）、たけのこ、くさそてつ、生茶、荒茶、製茶

イ 乳

乳

ウ 水産物

イカナゴ稚魚、シラス、アイナメ、エゾイソアイナメ、ホッキガイ、ムラサキイガイ、キタムラサキウニ、ワカメ、アラメ、ヒジキ、ワカサギ、ヤマメ、アユ、ウグイ

エ 肉

牛肉

(2) 国民の摂取量を勘案した主要品目

（参考）国民健康栄養調査の摂取量上位品目（平成20年調査より）

米、飲用茶、牛乳、ダイコン・キャベツ・ハクサイ・タマネギ・キュウリ等の淡色野菜、ニンジン・ホウレンソウ・トマト等の緑黄色野菜、卵、豚肉、ジャガイモ・サツマイモ・サトイモ等のイモ類、柑橘類、リンゴ・ブドウ・ナシ等の果

実類、魚介類、きのこ類、鶏肉、牛肉、藻類等

(3) 当該自治体において出荷制限を解除された品目

(4) その他国が別途指示する品目

(5) 上記のほかの対象品目

ア 生産状況を勘案した主要農産物

イ 市場において流通している食品（生産者情報が明らかなもの）

なお、広域に回遊する水産物については国が自治体に別途指示する。

4 検査対象区域等の設定

地域的な広がり把握するため、生産・水揚げ等の実態や産地表示の状況も踏まえて、自治体がその県域を適切な区域に分け、当該区域毎に複数市町村で検体を採取する。

検査は検査対象区域内の複数の市町村を対象とし、市町村の選択に当たっては、食品から暫定規制値を超えた放射性物質が検出された市町村を優先的に対象とするほか、土壌中のセシウム濃度、環境モニタリング検査結果を勘案する。

5 検査の頻度

品目の生産・出荷等の実態に応じて計画し、定期的（原則として曜日などを指定して週1回程度）に実施すること。出荷時期が限定されている品目については出荷開始3日前以降の出荷初期の段階で検査を実施し、その他の品目については定期的に検査を実施する。

ただし、暫定規制値を超える又は近い放射性物質が検出された場合は検査を強化する。

検査頻度については、必要に応じて国が自治体に別途指示することがある。

Ⅲ 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

1 品目

暫定規制値を超えた品目について、生産地域の広がりがあると考えられる場合、当該地域・品目を対象とする。

2 区域

JAS法上の産地表示義務が県単位までであることも考慮し、県域を原則とする。ただし、県、市町村による管理が可能であれば、県内を複数の区域に分割することができる。

3 制限設定の検討

- (1) 検査結果を踏まえ、個別品目ごとに検討する。
- (2) 制限設定の検討に当たっては、検査結果を集約の上、要件への該当性を総合的に判断する。必要に応じて追加的な検査の指示を行う。
- (3) 暫定規制値を超える品目について、地域的な広がり不明な場合には、周辺地域を検査して、出荷制限の要否及び対象区域を判断する。
- (4) 著しい高濃度の値が検出された品目については、当該品目の検体数にかかわらず、速やかに摂取制限を設定する。

Ⅳ 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除

1 解除の申請

当該地方自治体からの申請による。

2 解除対象の区域

集荷実態等を踏まえ、県内を複数の区域に分割することができる。

3 解除の条件

(1) 放射性ヨウ素の検出値に基づき指示された出荷制限等

当該区域毎に原則として複数市町村で1週間ごとに検査し、検査結果が3回連続、暫定規制値以下とする（過去に暫定規制値を超えた市町村は必ず検査し、その他の市町村は原則として同一市町村での検査は行わない）。

(2) 放射性セシウムの検出値に基づき指示された出荷制限等

当該区域毎に原則として1市町村当たり3か所以上、直近1か月以内の検査結果がすべて暫定規制値以下とする（過去に暫定規制値を超えた市町村は必ず検査する）。

なお、解除の判断にあたっては、福島第1原子力発電所の事故の状況も考慮する。

4 解除後の検査

上記3と同様の検査を行い、暫定規制値を超えた場合には必要な措置をとる。

V その他

I から V の内容については、必要に応じて国が地方自治体に別途指示することがある。

別添 個別品目の取扱い

ア 野菜類・果実類等

別添 1

イ 乳

別添 2

ウ 茶

別添 3

エ 水産物

別添 4

才 麦類
別添 5
力 牛肉
別添 6
キ 米
別添 7

野菜類・果実類等

1 対象自治体の検査計画

主要品目・主要産地については、原則として出荷開始3日前から出荷初期段階で検査を行い、問題が無い場合には、月単位で間隔をあけて定期的に検査を実施する。

2 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

(1) 区域

県、市町村等による管理が可能な場合には、出荷単位も踏まえ市町村など地理的範囲が明確になる単位で設定・解除することができる。

(2) 品目

個別品目ごとに設定・解除することを原則とする。ただし、指標作物を設定し、品目群として設定・解除することができる。また、県、市町村等によるハウスものと露地ものの分別管理が可能であれば、栽培方法別に設定・解除することができる。

3 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除

(1) 解除の条件

土壌中の放射性セシウムが野菜類・果実類等に移行することを考慮し、以下のとおりとする。

ア 解除しようとする地域内の解除しようとする品目の出荷地域から原則として1市町村当たり3か所以上検体採取地点を選定(可能な限り、出荷制限を判断した際の検体採取地点において検体を採取する。)

イ 各採取地点から検体を採取し、検査

ウ 解除しようとする区域内の当該品目の採取ポイントの全てについて、直近1か月以内の検査結果が暫定規制値以下(不検出を含む。)となる場合に、当該区域の当該品目を解除する。

なお、出荷制限等の対象区域における当該品目の出荷が終了した場合には、当該品目の次期出荷開始予定3日前からの検査結果により出荷制限等を解除することができる。

(2) 解除後の検査

解除後も、出荷が継続している間は、定期的に検体の採取・検査を行い、結果を公表する。

検査頻度については、直近1か月の検査結果が、放射性ヨウ素及び放射性セシウムとも全て暫定規制値を安定的に下回る場合には、概ね月1回程度とすることができる。

乳

1 対象自治体の検査計画

(1) 検体採取

クーラーステーション又は乳業工場(又は乳業工場に直接出荷している全ての者)単位で検体採取を行う。

(2) 検査の頻度

原則として、概ね2週間ごとに継続的に検体を採取し検査する。

2 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

(1) 区域

県内を複数の区域に分割する場合は、クーラーステーション又は乳業工場(又は乳業工場に直接出荷している全ての者)単位に属する市町村単位で設定する。

(2) 制限設定の検討

上記1の検査の結果、暫定規制値を超える放射性物質が検出された場合には、他の区域の検査結果を考慮の上、追加検査の必要性、出荷制限の要否及びその区域を判断する。

3 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除

(1) 解除の条件

クーラーステーション又は乳業工場(又は乳業工場に直接出荷している全ての者)単位で検体を採取し分析を行い、要件を満たす場合には、その単位に属する市町村単位で解除する。

なお、放射性ヨウ素については、3回連続100Bq/kg以下(不検出含む)とする。

(2) 解除後の検査

解除後も、定期的に検体の採取、分析を行い、結果を公表する。

検査頻度については、直近1か月の検査結果が、放射性ヨウ素及び放射性セシウムとも全て暫定規制値を安定的に下回る場合には、概ね2週間ごととすることができる。

茶

1 対象自治体の検査計画

茶の検査は、一番茶、二番茶等、茶期ごとに実施する。主要産地において、原則として1回以上、出荷開始3日前から出荷初期段階において、荒茶について検査を実施する。

2 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

県、市町村等による管理が可能であれば、出荷単位も踏まえ市町村など地理的範囲が明確になる単位で設定・解除することができる。

3 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除

(1)解除の条件

出荷制限等の解除に当たっては、出荷制限を受けた次の茶期以降において、解除しようとする区域内から原則として1市町村当たり3か所以上の地点において(可能な限り、出荷制限を判断した際の検体採取地点において検体を採取する。)検体を採取し、検査を実施する。

検査の結果、解除しようとする地域内の採取地点の全てについて、放射性セシウムの濃度が暫定規制値以下(不検出を含む)となる場合に、出荷制限を解除する。

(2)解除後の措置

解除後も、茶期ごとに検査を実施し、結果を公表する。

水産物

1 検査計画の策定及び検査の実施

検査は、主要品目・主要漁場において、以下により計画的に実施する。なお、同一品目であっても、養殖ものと天然ものは区分して検査を実施する。

(1) 検査対象区域等の設定

検査対象区域等については、環境モニタリングの状況も考慮しつつ、以下により設定する。

① 内水面魚種(例:ヤマメ、ワカサギ、アユ)

河川、湖沼等の漁業権の範囲等を考慮して、県域を適切な区域に分け、区域毎の主要地域において検体を採取する。

② 沿岸性魚種等

水揚げや漁業管理(漁業権の範囲、漁業許可の内容等)の実態等を踏まえ、対象魚種等の漁場・漁期を考慮して、県沖を適切な区域に分け、当該区域の主要水揚げ港等において検体を採取する。

表層(例:コウナゴ)、中層(例:スズキ、タイ)、底層(例:カレイ、アナゴ)、海藻等の生息域を考慮して、漁期ごとの主要な品目を選定する。

③ 回遊性魚種(カツオ、イワシ・サバ類、サンマ、サケ等)

回遊の状況等を考慮して、漁場を千葉県から岩手県の各県沖(県境の正東線で区分)に区分して、当該区域の主要水揚げ港等において検体を採取する。

(2) 検査の頻度

① 原発事故による排水の状況等に留意しつつ、漁期開始前に検査を実施する。

② 漁期開始後は、原則として週1回程度実施する。直近1か月の検査の結果が、暫定規制値を安定的に下回る場合は、検査頻度を下げる(2週ごとなど)ことができる。

2 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

(1) 品目・区域

個別品目ごとに漁場単位で設定・解除することを原則とする。また、天然ものと養殖ものを区分することができる。

なお、回遊性魚種を対象とするものなど、指示対象品目を漁獲する漁業が農林水産大臣が許可を行う漁業の場合は、農林水産大臣に対して指示を行う。

(2) 制限設定の検討

漁場・魚種毎に以下の検査を実施し、その検査結果に応じ、出荷制限の要否及び漁場の区域を判断する。さらに必要に応じ広がり进行调查する。

① 内水面魚種

暫定規制値を超える値が検出された漁場の漁業権の範囲も考慮し、周辺の漁場(河川の上流・下流又は本・支流等)を検査する。

② 沿岸性魚種等

暫定規制値を超える値が検出された漁場の水揚げ実態、漁業の許可、漁業権の範囲等も考慮し、周辺の漁場を検査する。

③ 回遊性魚種

原発事故の影響や、回遊に伴い漁場が移動することも考慮し、暫定規制値を超える値が検出された漁場(各県沖)又はその周辺の漁場を検査する。

注 出荷制限を設定する場合には、対象品目の産地表示に漁場を適切に記載するよう指導する。

3 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除の条件

(1) 解除対象の区域

水揚げや漁業管理(漁業権の範囲、漁業許可の内容等)の実態等を考慮して、制限対象漁場を複数の区域に分割することができる。

(2) 解除の要件

① 内水面魚種

天候等による汚染状況の変動を考慮し、解除しようとする漁場の範囲から、原則として複数漁場で概ね1週間ごとに検査し(3回程度)、直近1か月以内の検査結果が全て暫定規制値以下とする。過去に暫定規制値を超える値が検出された場所では検査する(ただし、検体が採取できない場合はこの限りでない。)。

② 沿岸性魚種等

解除しようとする漁場の範囲から、原則として3か所以上の検査結果(直近1か月以内のものに限る。)が全て暫定規制値以下とする。ただし、定着

性の貝類、甲殻類又は海藻類、底魚類等移動性の低い種の場合は、過去に暫定規制値を超える値が検出された場所では検査する(ただし、検体が採取できない場合はこの限りでない。)

③回遊性魚種

解除しようとする漁場の範囲から、原則として3か所以上の検査結果(直近1か月以内のものに限る。)が全て暫定規制値以下とする。

なお、出荷制限等の対象区域から区域外への回遊による魚群の移動や操業時期の終了などにより、制限区域における当該品目の漁獲等ができなくなった場合には、当該品目の次の漁獲等の開始前の段階での検査結果により出荷制限を解除することができる。

(3)解除後の措置

解除後も、漁獲が継続している間は、1-(2)-②に準じて検査を行い、結果を公表する。

麦類

1 対象自治体の検査計画・実施方法

麦類は、ほぼ全量を農協等が集荷し、製粉企業等の特定の実需者に販売されることから、ロットごとに安全性を確認することが可能である。このため、乾燥調製貯蔵施設(カントリーエレベーター)又は保管倉庫においてロット単位※で検査を実施する。

※乾燥調製貯蔵施設では貯蔵サイロごと、保管倉庫では概ね 300 トンを上限として農協等集荷業者ごとに麦種別に検査ロットを設定。

2 全ロット検査の実施と検査結果に基づく対応

(1)全ロット検査の実施方法

麦の出穂・開花時期の空間放射線量率が平常時の範囲(小数点以下第 2 位を四捨五入して $0.1 \mu\text{Sv/h}$ となる範囲)を超える地域、又は農地土壌(表層から 15 cm の深さで採取した土壌試料)中の放射性セシウム濃度が 1,000 Bq/kg 以上の地域においては、自治体が全ロット検査を実施する。

また、上記以外の地域において、自治体が地域ごとに最初のロットを検査した結果が、一定の水準を超過した場合には、全ロット検査を実施する。

(2)検査結果に基づく対応

検査の結果、暫定規制値を超えたロットについては、食品衛生法に基づき販売を行わない(原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限は適用しない。)。

牛肉

1 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除

高濃度の放射性セシウムに汚染された稲ワラを原因とした、牛肉の暫定規制値超過に係る出荷制限の解除については、出荷制限指示後、適切な飼養管理の徹底や、以下による安全管理体制を前提に出荷制限の一部解除の申請があった場合は、これを認めることとする。

(1)特に指示する区域等については、全頭検査し、暫定規制値を下回った牛肉については、販売を認める。

(2)(1)以外の区域においては、全戸検査(農家ごとに初回出荷牛のうち1頭以上検査)し、暫定規制値を十分下回った農家については、牛の出荷・と畜を認めることとし、その後も定期的な検査の対象とする。

米

1 対象自治体の検査計画

米の検査については、市町村ごとに出荷開始前に実施する。

この場合、対象自治体は、土壌中のセシウム濃度、環境モニタリング検査の結果等を考慮して米の収穫前に行う調査等を勘案し、検査対象区域となる市町村、検査点数等の決定を行う。

2 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の設定条件

県・市町村等による管理が可能であれば、市町村、旧市町村など地理的範囲が明確になる単位で設定することができる。

3 国が行う出荷制限・摂取制限の品目・区域の解除

平成23年産米に係る出荷制限については、解除を行わない。

食品中の放射性物質検査の結果について(概略)

食品安全部監視安全課
平成23年8月29日15:00時点速報値

産地	食品群	検査件数	本日分 (再掲)	規制値 超過件数	本日分 (再掲)	超過品目
福島県	乳	375	6	18		原乳18件
	野菜類	3,517	3	232		たけのこ55件、ほうれんそう39件、原木しいたけ(露地)38件、ブロッコリー21件、ウメ11件、アブラナ6件、小松菜6件、アサメ6件、茎立菜5件、キャベツ5件、 儒夫冬菜5件、紅菜苔4件、ゆず4件、みずな3件、くそてつ(ごみ)3件、かぶ3件、原木しいたけ(施設)3件、花わさび2件、ビタミンナ2件、山東菜2件、セ リ2件、ちぢれ菜1件、ワカメ1件、ヒジキ1件、ビワ1件、イチジク1件、原木なめこ1件、チヂタケ1件
	肉類	620	17	48	1	牛肉48件(1件)
	水産物	800		86		アユ17件、ヤマメ8件、アイナメ9件、コモンカスベ7件、イカナゴの稚魚6件、キタムラサキウニ5件、シラス4件、ホッキ貝4件、ウグイ3件、シロメバル3件、エ ゾイソアイナメ4件、ワカサギ3件、イシガレイ2件、ヒラメ2件、ウスメバル2件、ムラサキイガイ1件、ウニ1件、イワナ1件、モクズガニ1件、バルガレイ1件、ホ ンモロコ1件、マコガレイ1件
	その他	182	11	3		生茶葉1件、小麦1件、なたね1件
茨城県	乳・乳製品	5,525	37	387	1	原乳5件
	野菜類	569		38		ほうれんそう28件、パセリ7件、水菜・サニーレタス各1件
	肉類	829	261			
	水産物	299		5		イカナゴの稚魚5件
	その他	273		13		生茶葉13件
栃木県	乳・乳製品	36				
	野菜類	299	3	11		ほうれんそう9件、蕎麦2件
	肉類	80	5	9		牛肉9件
	水産物	21				
	その他	31	2	4		生茶葉2件、煎茶2件
群馬県	乳・乳製品	489	10	24		
	野菜類	61		3		ほうれんそう2件、かき菜1件
	肉類	724	124			
	水産物	10	1	1	1	ワカサギ1件(1件)
	その他	27		3		煎茶2件、生茶葉1件
埼玉県	乳・乳製品	1348	125	7	1	
	野菜類	43				
	肉類	257	1			
	水産物	51	1			
	その他	1				
千葉県	乳・乳製品	439	3			
	野菜類	40		11		蓬葱4件、パセリ、ほうれんそう各2件、ちんげん菜1、セルリ、サンチュ各1件
	肉類	177	2			
	水産物	17				
	その他	8				
東京都	乳・乳製品	215	6			
	野菜類	320	4	14		煎茶7件、生茶葉6件、製茶1件
	肉類	1078	12	25		
	水産物	4				
	その他	193		1		小松菜1件
神奈川県	乳・乳製品	9	1			
	野菜類	27		3		製茶2件、生茶葉1件
	肉類	173	1	4		
	水産物	50				
	その他	130				
新潟県	乳・乳製品	18	1			
	野菜類	1				
	肉類	65	2			
	水産物	40		16		煎茶10件、生茶葉6件
	その他	304	3	10		
長野県	乳・乳製品	44				
	野菜類	644	4			
	肉類	85				
	水産物	9				
	その他	18				
静岡県	乳・乳製品	10				
	野菜類	610	4			
	肉類	11				
	水産物	210				
	その他	11				
愛知県	乳・乳製品	11				
	野菜類	3				
	肉類	7				
	水産物	7	1			
	その他	5				
岐阜県	乳・乳製品	23	1			
	野菜類	34				
	肉類	42				
	水産物	142	2	14		牛肉14件
	その他	16				
富山県	乳・乳製品	9				
	野菜類	243	2	14		
	肉類	52				
	水産物	163	2			
	その他	434	7	42	1	牛肉42件(1件)
石川県	乳・乳製品	1				
	野菜類	67	1			
	肉類	31				
	水産物	748	10	42	1	
	その他					

産地	食品群	検査件数	本日分 (再掲)	規制値 超過件数	本日分 (再掲)	超過品目
秋田県	乳・乳製品	2				
	野菜類	7				
	肉類	26		2		牛肉2件
	水産物	35		2		
	その他	8				
山形県	乳・乳製品	128	8			
	野菜類	1452		2		牛肉2件
	肉類	5				
	水産物	1				
	その他	1595	8	2		
静岡県	乳・乳製品	3				
	野菜類	9				
	肉類	74				
	水産物	14	1			
	その他	152		7		製茶7件
山梨県	乳・乳製品	252	1	7		
	野菜類	3				
	肉類	24	3			
	水産物	30				
	その他	9				
北海道	乳・乳製品	88	3			
	野菜類	3				
	肉類	5				
	水産物	39				
	その他	31	1			
富山県	乳・乳製品	1				
	野菜類	79	1			
	肉類	30				
	水産物	17				
	その他	47	17			
石川県	乳・乳製品	17				
	野菜類	18				
	肉類	35				
	水産物	1				
	その他	57				
岐阜県	乳・乳製品	58				
	野菜類	1				
	肉類	1				
	水産物	1				
	その他	9				
愛知県	乳・乳製品	12				
	野菜類	28				
	肉類	2	1			
	水産物	39				
	その他	5				
三重県	乳・乳製品	28				
	野菜類	1				
	肉類	6				
	水産物	13				
	その他	4				
京都府	乳・乳製品	57				
	野菜類	1				
	肉類	20				
	水産物	7				
	その他	1				
兵庫県	乳・乳製品	37				
	野菜類	1				
	肉類	1				
	水産物	72				
	その他	72				
鳥取県	乳・乳製品	3				
	野菜類	3				
	肉類	1				
	水産物	3				
	その他	5				
徳島県	乳・乳製品	1				
	野菜類	1				
	肉類	1				
	水産物	2				
	その他	1				
愛媛県	乳・乳製品	3				
	野菜類	5				
	肉類	1				
	水産物	5				
	その他	1				
高知県	乳・乳製品	12				
	野菜類	1				
	肉類	1				
	水産物	1				
	その他	2				
山口県	乳・乳製品	1				
	野菜類	1				
	肉類	2				
	水産物	2				
	その他	1				
長門県	乳・乳製品	1				
	野菜類	1				
	肉類	2				
	水産物	2				
	その他	1				
熊本県	乳・乳製品	1				
	野菜類	2				
	肉類	1				
	水産物	2				
	その他	2				
大分県	乳・乳製品	1				
	野菜類	1				
	肉類	2				
	水産物	2				
	その他	2				
宮崎県	乳・乳製品	27				
	野菜類	5				
	肉類	32				
	水産物					
	その他					
その他	乳・乳製品	15,860	500	591	3	

**原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限等
(8月29日 現在)**

福島県		
	出荷制限	摂取制限
原乳	3/21～：(3市14町9村※ ¹)	—
野菜類	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	3/23～：(2市7町3村※ ²)
	結球性葉菜類 (キャベツ等)	
	アブラナ科の花蕾類 (ブロッコリー、カリフラワー等)	
	カブ	—
	原木しいたけ (露地)	4/13～：(飯館村)
	原木しいたけ (施設栽培)	—
	たけのこ	—
	くさそてつ(ごみ)	—
	ウメ	—
	ユズ	—
水産物	イカナゴの稚魚	4/20～：(全域)
	ヤマメ(養殖を除く。)	—
	ウグイ	—
	アユ(養殖を除く。)	—
肉	牛肉※ ⁶	7/19～：(全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)

茨城県		
	出荷制限	摂取制限
その他	茶	6/2～：(全域)

栃木県		
	出荷制限	摂取制限
肉	牛肉※ ⁶	8/2～：(全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)
その他	茶	6/2～：(鹿沼市、大田原市) 7/8～：(栃木市)

千葉県		
	出荷制限	摂取制限
その他	茶	6/2～：(野田市、成田市、八街市、富里市、山武市、大網白里町) 7/4～：(勝浦市)

神奈川県		
	出荷制限	摂取制限
その他	茶	6/2～：(小田原市、愛川町、真鶴町、湯河原町、清川村) 6/23～：(相模原市、松田町、山北町) 6/27～：(中井町)

群馬県		
	出荷制限	摂取制限
その他	茶	6/30～：(渋川市、桐生市)

宮城県		
	出荷制限	摂取制限
肉	牛肉※ ⁶	7/28～：(全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)

岩手県		
	出荷制限	摂取制限
肉	牛肉※ ⁶	8/1～：(全域。ただし、県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛を除く。)

※1 会津若松市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域。)、桑折町、川俣町(山木屋の区域に限る。)、天栄村、檜枝岐村、只見町、北塩原村、西会津町、会津坂下町、湯川村、柳津町、金山町、昭和村、棚倉町、玉川村、広野町、楡葉町、富岡町、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域)、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

※2 田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字葉師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域に限る。)、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村及び飯館村

※3 伊達市、相馬市、南相馬市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町、飯館村、葛尾村及び川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。)

※4 伊達市、相馬市、三春町

※5 南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷村

※6 当該県において飼養されている牛について、県外への移動(12月齢未満の牛のものを除く。)及びと畜場への出荷を差し控えるよう要請

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県):8月29日現在

			出荷制限 福島県	
			地域別	
			全域	
原乳			3/21~4/8解除: (喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町)	
			3/21~4/16解除: (福島市、二本松市、伊達市、本宮市、国見町、大玉村、郡山市、須賀川市、田村市(旧郡山村の区域を除く。)、三春町、小野町、鏡石町、石川町、浅川町、平田村、古殿町、白河市、矢吹町、泉崎村、中島村、西郷村、鉾川村、塙町、矢祭町、いわき市)	
	3/21~ (右の地域を除く)		3/21~4/21解除: (相馬市、新地町)	
			3/21~5/1解除: (南相馬市(鹿島区のうち、烏崎、大内、川子及び塩崎を除く区域に限る。)、川俣町(山木屋の区域を除く。))	
			3/21~6/8解除: (田村市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、南相馬市(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、川内村(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。))	
非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	ホウレンソウ、カキナ	3/21~5/4解除: (白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鉾川村)		
		3/21~5/11解除: (会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村)		
		3/21~5/25解除: (新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。))		
		3/21~6/1解除: (郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村)		
		3/21~6/23解除: (福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村)		
	その他すべて	3/23~5/4解除: (白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鉾川村)		
		3/23~5/11解除: (会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村)		
		3/23~5/25解除: (新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。))		
		3/23~6/1解除: (郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村)		
		3/23~6/23解除: (福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村)		
結球性葉菜類(キャベツ等)	3/23~4/27解除: (会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村)			
	3/23~5/4解除: (郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村)			
	3/23~5/11解除: (福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鉾川村)			
	3/23~5/25解除: (新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。))			
アブラナ科の花否類(ブロッコリー、カリフラワー等)	3/23~4/27解除: (白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鉾川村)			
	3/23~5/4解除: (いわき市)			
	3/23~5/11解除: (郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村)			
	3/23~5/18解除: (会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町)			
	3/23~6/15解除: (新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。)、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。))及び大玉村)			
野菜類 カブ	3/23~5/4解除: (福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、いわき市、桑折町、国見町、川俣町(山木屋の区域を除く。)、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、大玉村、天栄村、玉川村、平田村)			
	3/23~5/18解除: (白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鉾川村、会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町)			
	3/23~6/23解除: (新地町、相馬市、南相馬市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字栗師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。))			
原木しいたけ(露地)	4/13~(伊達市、磐梯町、相馬市、南相馬市、須賀川市、双葉町、大玉町、宮内町、柳津町、広野町、川俣町、喜降村、田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。))、川内村(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域に限る。))			
	4/18~(福島市)			
	4/13~4/25解除: (いわき市)			
	4/26~(本宮市)			
	4/13~5/16解除: (田村市(東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。)、新地町)			
原木しいたけ(施設栽培)	7/19~(伊達市、本宮市)			
	7/22~(新地町)			
	5/9~(伊達市、相馬市、三春町)			
	5/13~(南相馬市、本宮市、桑折町、川俣町、西郷村)			
	5/9~5/30解除: (平田村)			
たけのこ	5/9~5/8解除: (いわき市)			
	5/9~6/21解除: (天栄村)			
	5/13~6/21解除: (国見町)			
くさそてつ(ごごみ)	5/9~(福島市、桑折町)			
ウメ	6/2~(福島市、伊達市、桑折町)			
ユズ	6/8~(福島市、南相馬市)			
イナゴの稚虫	6/29~(福島市、南相馬市)			
水産物	4/20~			
	6/8~(秋元湖、猪苗代湖及び小野川湖並びにこれらの湖に流入する河川、長瀬川(霞川との合流点から上流の線分に限る。))及び福島県内の阿武隈川(支流を含む。))			
	6/17~(真野川(支流を含む。))			
	6/17~(真野川(支流を含む。))			
	6/27~(阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。))			
ウグイ	6/27~(阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。))			
アユ(養殖を除く。)	6/27~(阿武隈川のうち信夫ダムの下流(支流を含む。)、真野川(支流を含む。)、新田川(支流を含む。))			
肉 牛肉	7/19~			
	8/25一部解除(県の定める出荷・検査方針に基づき管理される牛は出荷制限の対象から除く。)			

※ の箇所は、出荷制限の対象

原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する出荷制限の指示の実績(福島県以外の地域):8月29日現在

			出荷制限													
			茨城県		栃木県		群馬県		千葉県		神奈川県		宮城県		岩手県	
			全域	地域別	全域	地域別	全域	地域別	全域	地域別	全域	地域別	全域	地域別	全域	地域別
原乳			3/23～4/10 解除		—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
野菜	非結球性葉菜類 (ホウレンソウ、コマツナ等)	ホウレンソウ	3/21～4/17 解除 (右の地域を除く)	3/21～6/1 解除 北茨城市、 高萩市	3/21～4/27 解除	3/21～4/21 解除 那須塩原市、 塩谷町	3/21～4/8 解除	—	—	4/4～4/22解除 旭市、香取市、 多古町	—	—	—	—	—	—
		カキナ	3/21～4/17 解除		3/21～4/14 解除		3/21～4/8 解除	—	—		—	—	—	—	—	—
		シュンギク、チンゲンサイ、 サンチュ	—		—		—	—	—	4/4～4/22解除 旭市	—	—	—	—	—	—
	パセリ		3/23～4/17 解除		—		—	—	—	4/4～4/22解除 旭市	—	—	—	—	—	—
	セルリー		—		—		—	—	—	4/4～4/22解除 旭市	—	—	—	—	—	—
肉 牛肉			—		8/2～ (8/25～県の定 める出荷・検査方 針に基づき管理 される牛を除く。)	—	—	—	—	—	—	—	7/28～ (8/19～県の定 める出荷・検査方 針に基づき管理 される牛を除く。)	—	8/1～ (8/25～県の定 める出荷・検査方 針に基づき管理 される牛を除く。)	—
その他	茶		6/2～		—	6/2～ 鹿沼市、大田原 市 7/8～ 栃木市	—	8/30～ 茨城市、桐生市	—	6/2～ 野田市、成田市、 八街市、葛原市、 山武市、大網白 里町 7/4～ 勝浦市	—	6/2～ 小田原市、栗川 町、清川村、真鶴 町、湯河原町 6/23～ 相模原市、松田 町、山北町 6/27～ 中井町 8/2～8/28解除 南足柄市	—	—	—	—

※の箇所は、出荷制限の対象

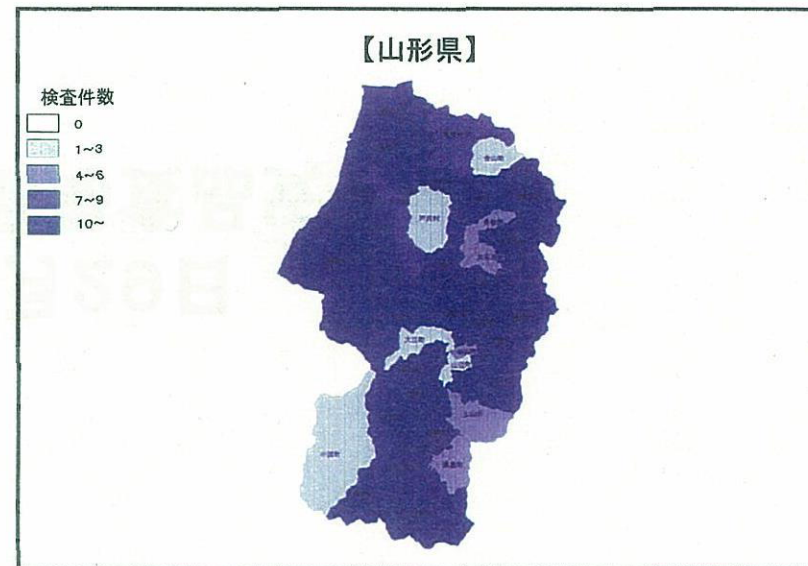
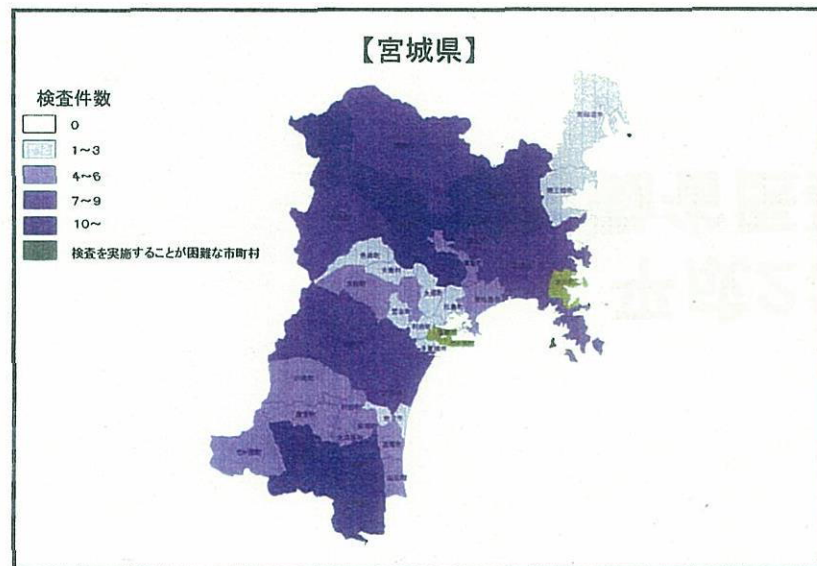
原子力災害対策特別措置法に基づく食品に関する摂取制限の指示の実績：8月29日現在

		摂取制限	
		福島県	
		全域	地域別
野菜	非結球性葉菜類（ホウレンソウ、コマツナ等）	3/23～ （右の地域を除く）	3/23～5/4解除：（白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村） 3/23～5/11解除：（会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村） 3/23～5/25解除：（新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）） 3/23～6/1解除：（郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村） 3/23～6/23解除：（福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村）
	結球性葉菜類（キャベツ等）	3/23～ （右の地域を除く）	3/23～4/27解除：（会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村） 3/23～5/4解除：（郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村） 3/23～5/11解除：（福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村、白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村） 3/23～5/25解除：（新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。））
	アブラナ科の花蕾類（ブロッコリー、カリフラワー等）	3/23～ （右の地域を除く）	3/23～4/27解除：（白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村） 3/23～5/4解除：（いわき市） 3/23～5/11解除：（郡山市、須賀川市、田村市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村） 3/23～5/18解除：（会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、檜枝岐村、只見町） 3/23～6/15解除：（新地町、相馬市、南相馬市（東京電力株式会社福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の区域並びに原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳、原町区片倉字行津及び原町区大原字和田城の区域を除く。）、福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）及び大玉村）
	原木しいたけ（露地）	—	4/13～ 飯館村
水産物	イカナゴの稚魚	4/20～	

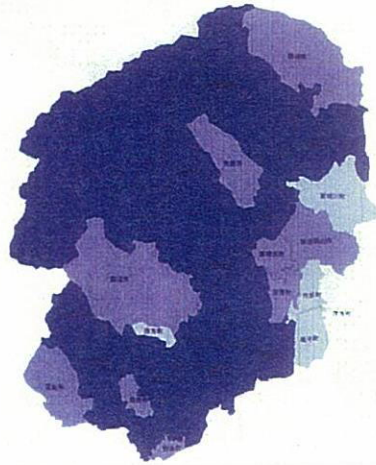
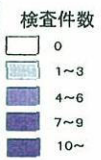
※  の箇所は、摂取制限の対象

**食品中(水産物を除く)の放射性物質に
関する検査の実施状況
【都道府県別】
(平成23年3月19日～8月27日)**

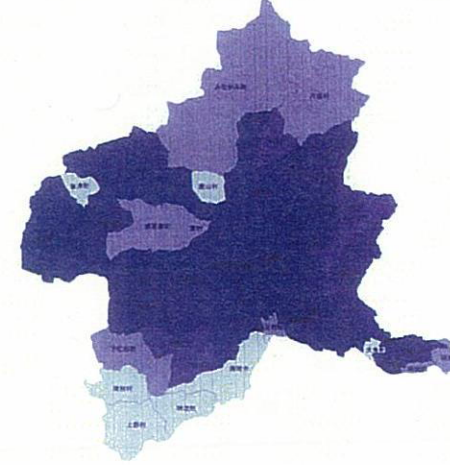
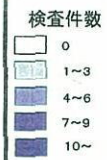
**平成23年8月29日
厚生労働省医薬食品局食品安全部**



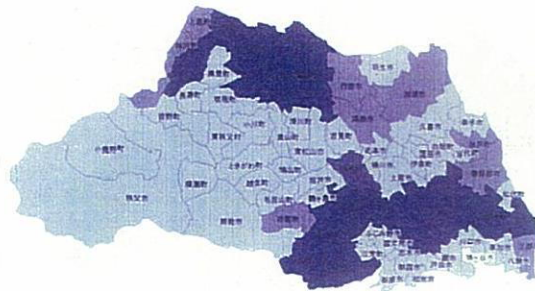
【栃木県】



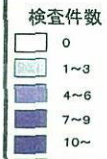
【群馬県】



【埼玉県】



【千葉県】

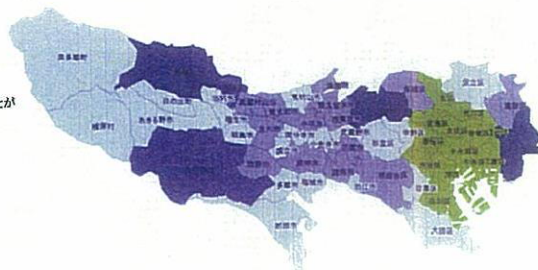


検査を実施することが困難な市町村



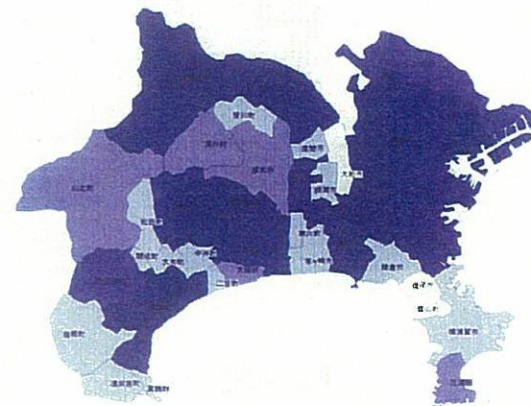
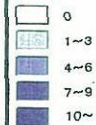
【東京都】

検査件数



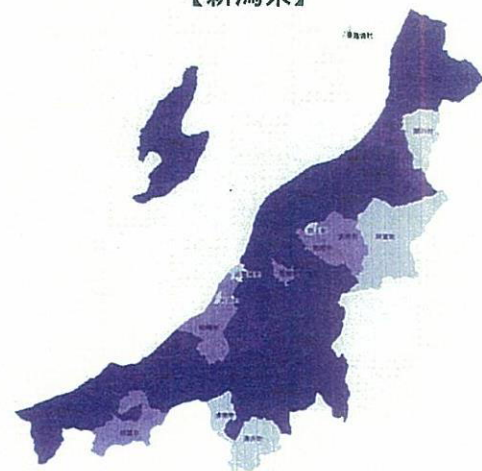
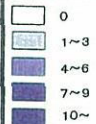
【神奈川県】

検査件数



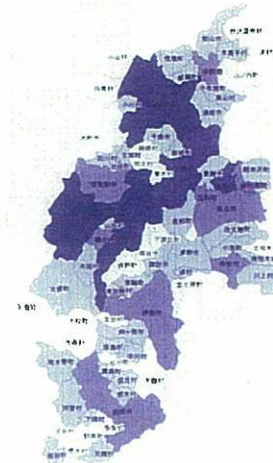
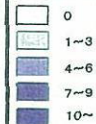
【新潟県】

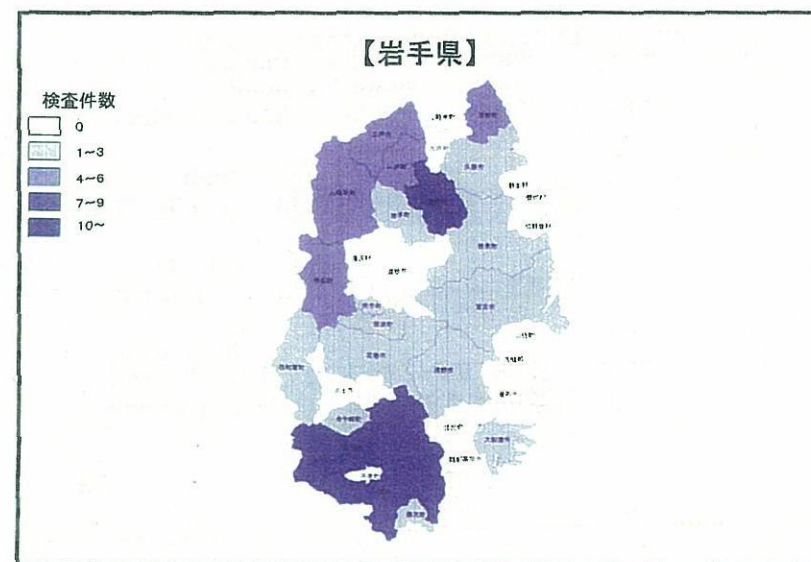
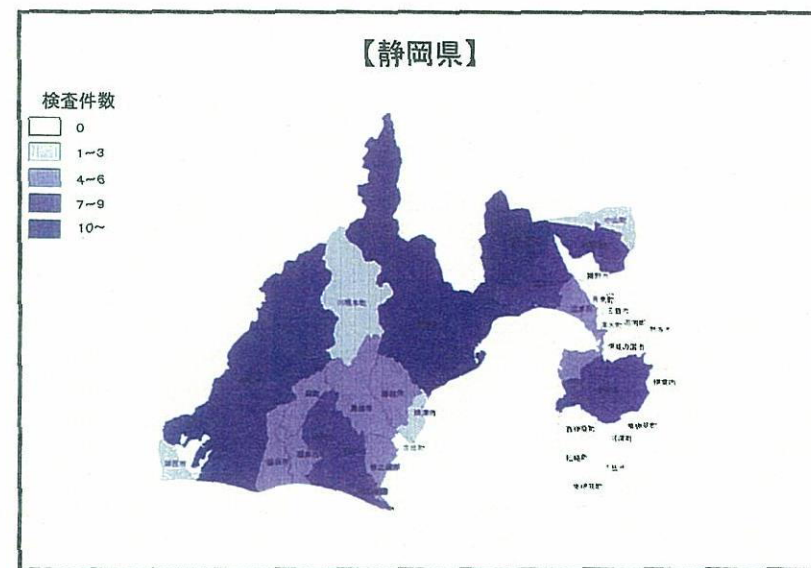
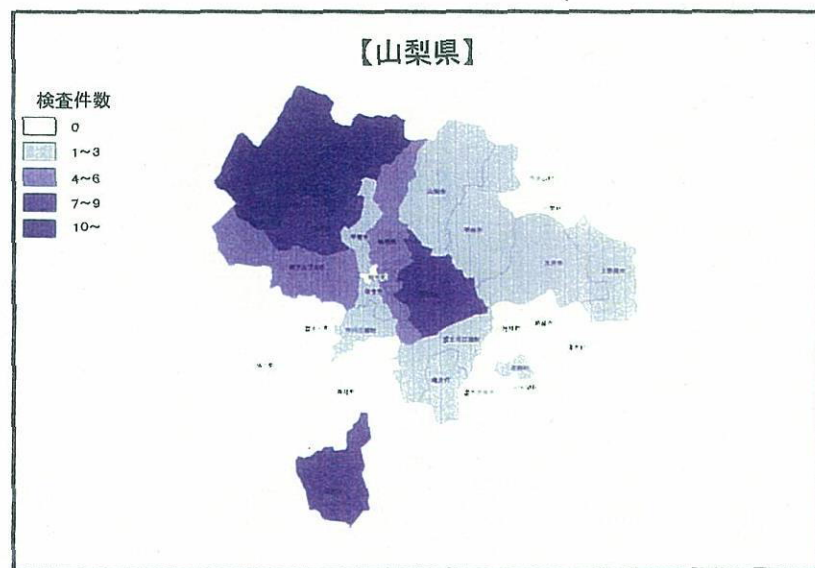
検査件数

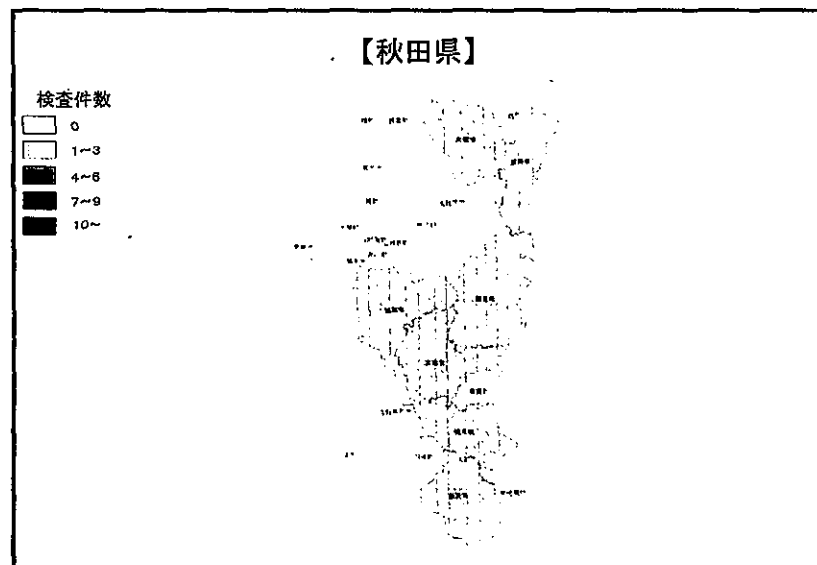


【長野県】

検査件数







参考

・平成23年4月4日：以下の11都県を対象自治体に指定
福島県、茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、宮城県、山形県、新潟県、長野県、埼玉県、東京都

・平成23年6月27日：以下の3県を対象自治体に追加指定
神奈川県、山梨県、静岡県

・平成23年8月4日：以下の3県を対象自治体に追加指定
岩手県、青森県、秋田県

※対象自治体：総理指示対象自治体(出荷制限対象自治体)及びその隣接自治体並びに
暫定規制値を超えた食品の生産自治体。

「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(原子力災害
対策本部8月4日改訂)に基づき、検査計画の策定が求められる。

高濃度の放射性セシウムを含む稲ワラを給与された 牛の肉の流通への対策について

1 概要

7月8日以降、福島県等16道県で基準値を超える放射性物質が検出した稲ワラが牛に給与され、肉用として出荷。農林水産省が原因となった汚染稲ワラの調査、厚労省が流通牛肉の検査を実施。

2 対応

(1) 食品衛生法に基づく対応

- ① 卸売市場を所管する地方自治体を通じて、流通調査及び検査を実施。暫定規制値を超えるものは回収措置。(別紙1)
- ② 7月18日以降、個体識別番号を全て公表し、事業者への検体確保の協力を呼びかけ。
- ③ 7月29日、地方自治体に対して牛肉の放射性物質に係る検査計画及び出荷計画の策定の基本的対応方針を通知

(参考) 8月4日、原子力災害対策本部では、牛肉から暫定規制値を超える放射性セシウムが検出されていることなどを踏まえ、「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」を改正

(2) 原子力災害対策特別措置法に基づく出荷制限に係る対応

- ① 牛の出荷制限を指示
 - 7月19日福島県
 - 7月28日宮城県
 - 8月1日岩手県
 - 8月2日栃木県
- ② 牛の出荷制限を一部解除
 - 8月19日宮城県
 - 8月25日福島県※、岩手県、栃木県

※ 8月19日に確認された汚染稲ワラを給与した経緯がないとされる福島県の牛の肉については別紙2参照

3 牛の出荷制限を一部解除した県の安全管理体制

(1) 適切な飼養管理

各県が責任を持って管理し、汚染稲ワラの使用停止と隔離を徹底する。

(2) 検査計画

汚染稲ワラを給与した牛の飼養農家や汚染稲ワラについての立ち入り調査が実施されていない農家等の全頭検査を実施する。

全頭検査対象農家以外の農家について、初回に出荷する牛のうち、1頭以上を検査し、その検査結果が50Bq/kg以下となる場合に出荷を認める。

特定の農家から出荷された牛の流通調査結果について

1 福島県

平成23年8月29日

	食肉出荷頭数	検査結果						流通調査結果(判明分)※2			
		実施件数	本日分 (再掲)	暫定規制値 超過※1	本日分 (再掲)	暫定規制値 以下	本日分 (再掲)	集計日時	全量販売	一部販売	販売なし
浅川町	42	26		12		14		7月29日 19時	25	13	—
郡山市、喜多方市及び相馬市	84	40		2		38		8月5日 19時	43	15	2
二本松市、本宮市、郡山市、須賀川市、白河市及び会津坂下市	411	140	1	—		140	1	8月26日 19時	114	106	3
白河市、猪苗代町	28	9		2		7		8月3日 19時	—	1	—
須賀川市、古殿町、石川町、いわき市	272	49	7	2	1	47	6	8月5日 19時	1	—	—
二本松市、須賀川市、田村市、石川町、古殿町、平田村、鮫川村	13	2		—		2		8月12日 19時	2	—	—
合計	850	266	8	18	1	248	7	合計	180	138	5

※1 暫定規制値超過事例は回収措置が執られる

※2 卸売市場又はと畜場の次の流通段階での状況

2 福島県以外の県

	食肉出荷頭数	検査結果						流通調査結果(判明分)※2			
		実施件数	本日分 (再掲)	暫定規制値 超過※1	本日分 (再掲)	暫定規制値 以下	本日分 (再掲)	集計日時	全量販売	一部販売	販売なし
山形県	98	41		2		39		8月6日 19時	6	7	—
岩手県	520	136	2	14		122	2	8月28日 19時	—	110	3
新潟県	131	82		—		82		8月1日 19時	3	18	—
静岡県	148	75		—		75		8月19日 19時	—	70	11
三重県	68	27		—		27		8月18日 19時	41	25	2
秋田県	35	21		2		19		8月24日 19時	—	10	2
栃木県	206	52	5	9		43	5	8月29日 19時	—	37	3
岐阜県	170	97		—		97		8月25日 19時	—	15	—
宮城県	1933	391	7	41	1	350	6	8月29日 19時	—	277	2
北海道	15	6		—		6		8月1日 19時	—	4	1
茨城県	78	42		—		42		8月23日 19時	—	13	—
群馬県	13	12		—		12		7月28日 19時	—	1	—
埼玉県	2	2		—		2		7月30日 19時	—	—	2
島根県	174	79		—		79		8月23日 19時	—	1	—
合計	3591	1063	14	68	1	995	13	合計	50	588	26

※1 暫定規制値超過事例は回収措置が執られる

※2 卸売市場又はと畜場の次の流通段階での状況

新たに確認された福島県産牛肉の汚染原因の調査結果

- (1) 8月19日、汚染稲ワラを給与した経緯がないとされる福島県の牛の肉から暫定規制値を超える放射性セシウムを検出(12頭、8月25日現在)。原因について、調査結果を福島県が公表(8月22日)。
- (2) 福島県の調査結果によると、輸入粗飼料(乾草)の保管不備により放射性降下物に汚染されたことであるとしている。
- ・ 事故後、輸入粗飼料が畜舎通路に多く置かれていた。
 - ・ 牛舎構造は、開放型で側壁やロールカーテン等外部から遮るものはない。
 - ・ 農場のある区域は空間線量が平均 $24.7 \mu\text{Sv/h}$ と非常に高い。
- (3) また、この農場は空間線量が高い地域に所在するため、近隣の24農場についても、追加的な調査を行い、粗飼料の保管に同様の不備があると考えられた1農場から出荷された牛の肉について、追跡調査を行っている。

※ 追加的調査の対象は、当該農場と同時期に牛を出荷した計画的避難区域内の24農場。

食品衛生分科会における審議・報告対象品目の処理状況について

分科会	分類	剤名	パブリックコメントの状況		WTO通報の状況		備考
6月10日	農薬	メフェンピルジエチル	平成23年3月8日～ 平成23年4月6日	意見あり	平成23年3月25日～ 平成23年5月24日	コメントなし	基準値(案)の変更はなし
	農薬	ピコリナフェン	平成23年5月24日～ 平成23年6月22日	意見あり	平成23年6月9日～ 平成23年8月8日		
	農薬	アシフルオルフェン	平成23年5月24日～ 平成23年6月22日	意見あり	平成23年6月9日～ 平成23年8月8日		
	農薬	ラクトフェン	平成23年5月24日～ 平成23年6月22日	意見あり	平成23年6月9日～ 平成23年8月8日		
	農薬	フェンチオン	平成23年3月8日～ 平成23年4月6日	意見あり	平成23年3月25日～ 平成23年5月24日	コメントあり	基準値(案)について再度部会に諮る予定
	農薬	ペンディメタリン	平成23年5月24日～ 平成23年6月22日	意見あり	平成23年6月9日～ 平成23年8月8日		
	農薬	ジチアノン	平成23年5月24日～ 平成23年6月22日	意見あり	平成23年6月9日～ 平成23年8月8日		基準値(案)について再度部会に諮る予定
	農薬	チオベンカルブ	平成23年3月8日～ 平成23年4月6日	意見あり	平成23年3月25日～ 平成23年5月24日	コメントなし	基準値(案)の変更はなし
	農薬	エチプロール	平成23年3月8日～ 平成23年4月6日	意見あり	平成23年3月25日～ 平成23年5月24日	コメントなし	基準値(案)の変更はなし
	農薬	イソプロチオラン	平成23年3月8日～ 平成23年4月6日	意見あり	平成23年3月25日～ 平成23年5月24日	コメントなし	基準値(案)の変更はなし
	農薬	ヨウ化メチル	平成23年5月24日～ 平成23年6月22日	意見あり	WTO通報の対象外		
	農薬	フルベンジアミド	平成23年3月8日～ 平成23年4月6日	意見あり	平成23年3月25日～ 平成23年5月24日	コメントなし	基準値(案)の変更はなし
	農薬	イミダクロプリド	平成23年5月24日～ 平成23年6月22日	意見あり	WTO通報の対象外		
	添加物	ピロール	平成23年6月1日～ 平成23年6月30日	意見なし	平成23年6月9日～ 平成23年8月8日		
	添加物	イソキノリン	平成23年6月1日～ 平成23年6月30日	意見あり	平成23年6月9日～ 平成23年8月8日		
	動物用医薬品	モネパンテル	平成23年3月8日～ 平成23年4月6日	意見なし	WTO通報の対象外		
	動物用医薬品	カラゾロール	平成23年3月8日～ 平成23年4月6日	意見なし	平成23年3月25日～ 平成23年5月24日	コメントなし	
	動物用医薬品	レバミゾール	平成23年5月24日～ 平成23年6月22日	意見あり	平成23年6月9日～ 平成23年8月8日	コメントあり	WTO通報コメントについて内容を確認
	動物用医薬品	メベンダゾール	平成23年5月24日～ 平成23年6月22日	意見なし	平成23年6月9日～ 平成23年8月8日	コメントなし	
	常温保存可能品に係る乳等省令の改正について	—	平成23年3月16日～ 平成23年4月14日	意見あり	WTO通報の対象外		省令の改正案の変更はなし